

○構造設備基準

項目		基準
全般	区分	<input type="checkbox"/> 隔壁等により区画すること。(条例 4 条 1 項 1 号)
	採光・照明・換気	<input type="checkbox"/> 十分にすること。(法 12 (13) 条 3 号)
		<input type="checkbox"/> (採光・照度) 作業面照度は 100 ルクス以上。 300 ルクス以上が望ましい。 <input type="checkbox"/> (換気) CO <sub>2</sub> 濃度 5,000ppm 以下に保つことができるもの。 機械換気設備を設けることが望ましい。(施行規則 27 条 2 号)
天井	<input type="checkbox"/> ほこりが落ちない構造とすること。(条例 4 条 1 項 6 号)	
作業場	面積	<input type="checkbox"/> 規定面積 (待合所, 便所, 倉庫等業務に直接関係のない場所を除いた施設の内のり面積) を下回らないこと。(条例 4 条 1 項 2 号)
		【理容所】 理容用いす 1 台 9m <sup>2</sup> " 1 台超, 5 台以下 9m <sup>2</sup> + (超過台数 × 1.65m <sup>2</sup> ) " 5 台超 15.6m <sup>2</sup> + (超過台数 × 3.3m <sup>2</sup> )
		【美容所】 美容用いす, ドライヤー, セット台 4 台以下 9m <sup>2</sup> " 4 台超 9m <sup>2</sup> + (超過台数 × 1.65m <sup>2</sup> )
	床・腰板	<input type="checkbox"/> 不浸透性材料を使用すること。(施行規則 26 条 1 号) <input type="checkbox"/> 清掃しやすい構造であること。(衛生管理要領)
	洗場	<input type="checkbox"/> 流水装置とすること。(施行規則 26 条 2 号) <input type="checkbox"/> 手指, 器具等の洗浄のための洗い場及び洗髪のための洗い場をそれぞれ設けること。(条例 4 条 1 項 4 号) <input type="checkbox"/> 給湯設備を設けること。(燃焼によるものは, 密閉型又は半密閉型が望ましい。)(衛生管理要領)
	消毒設備	<input type="checkbox"/> 規定の消毒方法を講ずることができる設備を設けること。(法 12 (13) 条 2 号) (消毒室が望ましい。) 設備例: 紫外線消毒器, 煮沸, 蒸気消毒器, 薬剤消毒用器具 (濃度調整等に必要なもの (容器, 計量器)) <input type="checkbox"/> 従業員専用の手洗い設備を設け, 手指消毒のための消毒液を常備すること。(衛生管理要領)
	器具等の保管設備	<input type="checkbox"/> 消毒した器具と消毒していない器具をそれぞれ区別して収める設備を設けること。(条例 4 条 1 項 5 号)
その他	<input type="checkbox"/> 器具・布片は必要な数を備えること。(条例 4 条 1 項 7 号) (消毒を要する器具については, 常に消毒済の器具が確保できる数とすること。)	
	<input type="checkbox"/> 汚物箱・毛髪箱はふた付きの物を備えること。(施行規則 26 条 3 号)	
待合所	<input type="checkbox"/> 作業場と明確に区分されていること。(条例 4 条 1 項 3 号) (作業場内を往来しないような場所であること。)	

法: 理・美容師法  
 施行規則: 理・美容師法施行規則  
 条例: 福山市理・美容師法施行条例  
 衛生管理要領: 理容所及び美容所における衛生管理要領

【平面図例】

